

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生年金保険法等に定められた事業主等に対する滞納処分、立入検査などの公権力を行使する場合の認可等業務を行っています。

1. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が行う滞納処分等については「徴収職員」に、保険料等の収納事務については「収納職員」に行わせることができるとされています。

「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

2. 滞納処分等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料について、滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

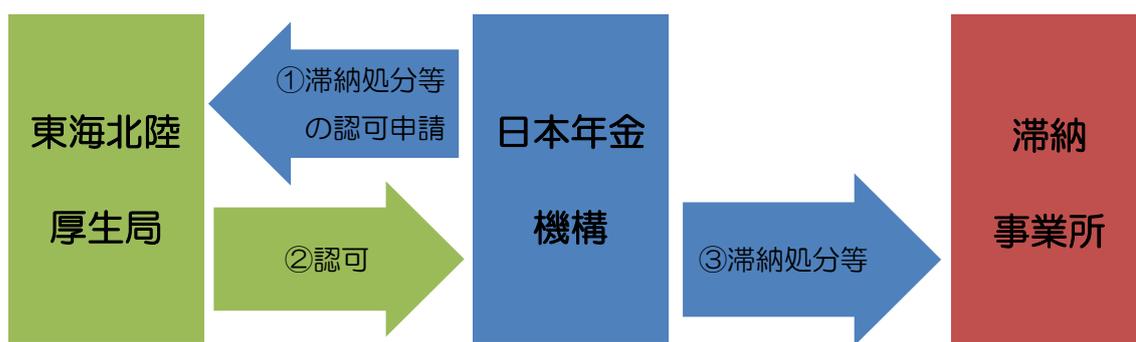
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料納付猶予の申請を、日本年金機構を經由し厚生労働大臣に申請することができるとされており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

例

上記の「2. 滞納処分等に係る認可」の流れ図



【認可等の実績】

1. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可件数	9	10	6
認可人数	175	136	139

2. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可件数	142	121	149
認可事業所数 (注)	164,262	148,193	148,456

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(2) 国民年金

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可件数	41	38	35
認可人数	10,763	13,584	12,946

3. 立入検査等に係る認可

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可件数	70	62	62
認可事業所数	148,582	137,049	105,503

4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可件数	17	9	9
認可人数	34	19	16

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
許可件数	0	0	0
不許可件数	0	1	0

